

とどろき利治の

メーン!!

国会 一本勝負



《発行元》轟木利治事務所 参議院議員会館 518 号室

Tel:03-3508-8518/Fax:03-5512-2518

こんにちは、とどろき利治です。

メルマガにも書きましたように、先日の委員会で初めて質問を行ないました。今回はこの件についてご報告します。

「温泉法」で初質問をしました

11月20日の環境委員会にて、議員となって初めて質問をする機会を与えていただきました。議題は「温泉法における安全対策の一部改正」、渋谷の爆発事故をきっかけに検討されて来た法案です。全国に沢山ある温泉や掘削現場での類似災害を防ぐ意味からも、成立には基本的に賛成でしたが、この法案をより良いものとするために、人的対策の必要性やトップの姿勢、「ご安全に」の励行など、モノづくり現場における安全対策活動の実態を紹介するとともに、以下の質問を行ないました。

- 1) 過去の災害事例への対策と今回の法改正の意義・目的<見解>
- 2) 安全担当者に係る本法と労働安全衛生法との関係<確認>
- 3) 緊急時の運転停止可能者の範囲拡大<意見>
- 4) 法律内容の周知と災害防止に向けた環境省としての役割発揮<意見>
- 5) 可燃性天然ガス発生施設からの定期的な報告義務付け<意見>
- 6) 安全担当者に対する質問の範囲<確認>
- 7) 個人宅やマンションへの本法案の適用有無、災害時の責任所在<確認>

鴨下環境大臣からの答弁が少なかったのは残念でしたが、私の質問・意見に対して明確に異を唱えるコメントはありませんでした。省令で定められる詳細な法令が、こうした災害が二度と発生しないものになるよう、今回の質疑と答弁を汲んだものになることを期待しています。

ちなみに、この法案は26日の参議院本会議にて全会一致で可決・成立し、来春に施行される見込みとなっています。



「労働二法」について参考人に質問しました

つづいて22日、労働契約法と最低賃金法改正の両法案について、連合長谷川局長をはじめとする参考人に質問する機会を得ました。厚生労働委員会のメンバーではないため、本来であれば発言どころか出席することもできないのですが、私が労働組合出身議員だということで出番を作っていただきました。

これらは、先の通常国会から継続審議になっていた労働三法のうちの二法案として、民主党の修正案が加えられた結果、当初の厚労省案と比較して労働者、とくに有期雇用契約者の保護と生活水準向上に寄与する中身になりました。その点について、現場の実態を踏まえた意見を



聞きだすことを目的に、ナショナルセンターや関係団体、識者など、都合5名を参考人として招致した訳です。

労働組合がない職場や、就業規則を見せてもらったことすらないような環境下で働いている方達からは、不安の声も上がっているとの意見も出ましたが、労働契約法を制定し、労働者の中でも弱い立場にある有期雇用者の均衡待遇や、契約から終了に至るまでの経営者責任が明文化されることは、非常に意義のあるものと思っております。また最低賃金も、日本経済を支える労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営めるよう、少なくとも生活保護者レベルにまで引き上げられることとなります。

これらの法案も、28日の本会議で可決されました。今後は、この二法が順守されているかきちんとチェックすることが求められて来ます。

初質問を終えて

初めて質問に立ったわけですが、決められた持ち時間の中で、自分の意に沿う答弁を相手から引き出すのは非常に難しいことを痛感しました。当たり前のことですが、相手が答弁にどれ位の時間をかけるのかは事前にはわかりませんので、時間が余る、あるいは足りなくなることもあります。答弁に対して反論したり、もっと突っ込んで聞いたり、といった問答が即座にできれば、そんな心配もしなくて済むのですが。

いずれにせよ、貴重な持ち時間を有効に活用して質疑に臨むことが何よりも大切だと考えておりますので、今回の反省点を次回以降に活かしていきたいと思えます。

前半に停滞した反動からか、会期延長になって以降、法案審議が非常に活発になってきました。再延長の話もありますし、再び質問に立つ日も近いと思えますので、引き続きのご声援をお願いします。

今回は以上です。